

盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程等の  
一部改正について

平成12年2月21日  
開 発 部

## I 経過説明

### (1) 政令改正の内容

(清算金の分割徴収又は分割交付)

[土地区画整理法施行令第61条第1項 平成11年6月30日施行]

(改正前)

- ・ 分割徴収又は分割交付に付する利率 年6%

(改正後)

- ・ 分割徴収 年6%以内で施行規程等に定める率
- ・ 分割交付 年6%

### (2) 政令改正の趣旨

全国の施行者から、従来の分割徴収の年率6%は時勢に合わないので、低い率と  
するように要望があった。

また、交付する利率6%については、「施行者による清算金の早期交付を促進する  
ことが、権利者の保護になる」との観点による。

## II 施行規程の改正について

- (1) 上記、政令改正に伴い、今後清算金の徴収又は交付が行われる土地区画整理事業  
について、以下のとおり施行規程を改正する。

清算金の分割徴収について 住宅金融公庫の利率とし、基準日は換地処分  
の公告の日とする。

- (2) 改正の対象地区 H11.10.29. 2.3%

(対象地区) 仙北西地区、都南中央第一地区、下永林第三地区、  
盛岡駅西口地区、浅岸地区、太田地区、都南中央第三地区

- (3) 施行期日 公布の日から施行する。